

家庭から出されたごみの持去り禁止に関するとりまとめ

平成22年8月
京都市廃棄物減量等推進審議会

1 検討趣旨

近年のアルミ缶や鉄くず価格の高騰に伴い、ごみ集積所に分別排出された資源物の持去り行為が以前と比較して目立ってきてている。また、大型ごみの持去りも依然として発生している。

持去り行為に対しては、目撃情報や市に取締りを求める声、市に手数料を支払ってまで分別排出する意味がないといった声が、市民の方々から寄せられている。

こうした状況を踏まえ、本審議会では、持去りを禁止する必要性及び目的、持去りを禁止するに当たって留意すべき点を中心に検討を行った。

2 現状

(1) 市民の意見

京都市が実施したパブリックコメントでは、176名から273件の意見が寄せられた（参考資料1参照）。

そのうち、条例で持去りを禁止することについて、賛成78名、反対68名、どちらともいえない30名となっている。

賛成の立場からの主な意見は、「持去り防止のためには、罰則等の実効性の確保が必要」が19件、「抜取りをする際の騒音が迷惑」が14件、「持去り防止のためには効果的な周知・啓発やパトロールが必要である」が9件、「指定袋や手数料券を購入して排出している以上、市が収集すべきである」が7件、「生活困窮者の方に何か配慮をすべき」が6件、「アルミ缶等の持去りにより、市の財源が不足することは困る」が6件、「持去りにより集積所にごみが散乱しているのは問題」が5件、「他人にごみを持っていかれるのが不快」が5件となっている。

一方、反対の立場からの主な意見は、「生活困窮者の方に何か配慮すべき」が48件、「結果的にリサイクルされているのであれば問題ない」が17件、「トラックでごみ袋ごと持去ることだけを禁止すべき」が9件、「持去りが生じている背景や状況を調べ、対策方法をじっくり検討すべき」が8件、「今回の規制を含め、ごみ処理対策に税金をかけすぎず、有効な使い道を考えるべき」が5件となっている。

最後に、賛成・反対のどちらでもない立場からの主な意見は、「生活困窮者の方に何か配慮すべき」が10件、「トラックでごみ袋ごと持ち去ることだけを禁止すべき」が5件となっている。

※ 5件以上の意見を記載した。

(2) 缶・びん・ペットボトルの持去りの状況

市民からの通報や職員による目撃情報によって、市内の広範囲にわたって持去り行為が確認されている（参考資料2参照）。中には、アルミ缶を抜き取った後の、スチール缶及びペットボトルだけが多量に置かれている定点も確認されている。また、持ち去った資源物を中継している現場（河川敷や歩道）の情報も寄せられている。

(3) 大型ごみの持去りの状況

大型ごみ収集受付件数のうち、約3%（直近三カ月で1,430件）が持ち去られ、京都市が収集できていない状況であり、電化製品、家具類が主な持去り対象となっている（参考資料3参照）。

3 持去りを禁止する必要性（目的）

持去り行為の現状及びパブリックコメント等の市民の声を踏まえ、以下の三つの観点から持去りを禁止することが必要と考えられる。

(1) ごみの分別・リサイクルの後退の防止

「缶・びん・ペットボトル」からのアルミ缶等の有価物の持去りは、有料指定袋で排出している市民の分別への協力意識の低下をもたらす恐れがある。このことは、「大型ごみ」を分別排出している市民についても同様である。

また、循環型社会形成推進基本法第12条の規定により、国民（市民）は、「循環資源の適正な循環的な利用の促進に努めるとともに、その適正な処分に關し国及び地方公共団体の施策に協力する責務」を有している。この規定に基づき、分別の責務を遂行し、市に協力しようとする市民の努力が無に帰すことからも、持去り行為を禁止することが必要である。

(2) 集積所の清潔の確保

「缶・びん・ペットボトル」を袋ごと持ち去った後、アルミ缶などの価値の高いもの以外のごみを、収集日に関係なく集積所に戻す事例が発生していることから、集積所の清潔の確保の観点でも対策が必要である。

(3) 市による適正処理の確保

家庭から出されたごみについては、京都市に適正処理の責任があるが、特に「大型ごみ」については収集受付件数のうち約3%が持ち去られている。こうしたごみは再使用されるだけでなく、電化製品等は売却目的で部品取りされるなどで有効利用がなされていると推定される。一方で、再使用や売却できないものの不法投棄や、不適正な処理が行われている可能性があることから、「大型ごみ」の適正処理を確保する観点でも対策が必要である。

以上の三つの観点を総合して、廃棄物関連の法体系（環境基本法を除く）の最も上位に位置する循環型社会形成推進基本法第10条において、「地方公共団体」の責務として規定されている、「循環型社会の構築に向けた、循環資源の適正な循環的な利用及び処分の確保」を、京都市が持去り禁止を実施する目的として掲げるべきである。

4 持去りを禁止するために必要な措置

現在の法令の体系では、集積所に排出されたごみは、無主物（誰の持ち物でもない）とみなされることから、京都市においては、迷惑行為等を現認した場合に啓発を行うことしかできない。

持去りを禁止するためには、少なくとも、ごみ集積所に出されたごみについて、京都市（市の委託を受けた者を含む）以外の収集・運搬行為を禁止する規定を、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に設ける必要がある。また、こうした行為を指導するための規定も必要となるが、具体的な規定整備については、関係法令との齟齬がないよう、京都市において慎重に検討されたい。

なお、規定の整備に当たっては、現時点では、罰則規定は設けずに、まずはパトロールや指導を徹底し、悪質なものについては、警察との連携も含めて検討するなどの対応を願いたい。

5 持去りを禁止するに当たって留意すべき点

(1) 対象とする収集区分の選定

現時点では、3項で述べた必要性を踏まえ、「缶・びん・ペットボトル」及び「大型ごみ」以外の収集区分（「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「小型金属」）は、持去り禁止の対象とする必要はない。

(2) パトロールの実施等による指導の強化

持去りを無くすためには、条例の規定整備だけでなく、啓発ポスターや看板の設置とともに、通報があった地域を中心としたパトロールの実施や現地での指導の強化が重要であることから、必要な体制の整備をすべきである。

なお、市民の方々が持去り現場を目撃され、自主的に指導を行われることが考えられるが、現場でのトラブルも想定されることから、行政への情報提供を行っていただくよう、周知すべきである。

(3) 持去り行為の予防策

ア 夜間排出に対する指導・啓発の強化

収集日の前夜からごみを排出すると、夜間に持去り行為が発生し、騒音等の原因にもなることから、市民の方々に対し、夜間排出をしないよう、指導・啓発を強化すべきである。

イ 民間等の自主回収の促進

本来、民間等の自主回収を促進することが重要であることから、京都のまちの強みである、学区単位の活動、自治会、町内会などの地域力を生かしたコミュニティ回収等の促進を図るべきである。

ウ 地域力を活用した取組の推進

地域ごみ減量推進会議等の地域団体と連携し、持去り禁止制度の内容や問合せ先等の情報を市民の方々に周知し、地域ぐるみで持去りを予防する取組を進めていくべきである。

(4) 持去りにより生計を立てている方について

ホームレスの方々等の生活困窮者の自立支援と、市民が有料指定袋で排出された資源物等の持去り行為は別で考える必要があるが、自立支援に向けた啓発等、関連部局と十分に連携されたい。

6 その他

今回、持去り禁止の検討を行う中で、大型ごみの有効利用について議論がなされた。持去りを禁止し、市で責任を持って回収することは重要ではあるが、従来型の適正処理中心の手法ではなく、この機会に、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの取組のより一層の推進を検討願いたい。

参考資料

資料－1 京都市におけるパブリックコメント結果の概要

資料－2 持去り行為について市民からの通報や職員がよく目撃する地域等

資料－3 大型ごみの状況

資料－1 京都市におけるパブリックコメント結果の概要

平成22年7月12日(月)～8月11日(水)までの1ヶ月間、家庭から出された「缶・びん・ペットボトル」及び「大型ごみ」の持去りを条例により禁止することについて、市民の皆様の御意見を募集したところ、176名から273件の御意見をいただいた。

◎ 条例で持去りを禁止することの賛否

区分	人 数
賛 成	78名 (44%)
反 対	68名 (39%)
どちらともいえない	30名 (17%)
計	176名

◎ 男女比

区分	人 数
男 性	109名 (62%)
女 性	66名 (38%)
無回答	1名 (0%)
計	176名

◎ 年齢構成

区分	人 数
10代	9名 (5%)
20代	23名 (13%)
30代	53名 (30%)
40代	41名 (23%)
50代	16名 (9%)
60代以上	30名 (17%)
無回答	4名 (3%)
計	176名

◎ 区分

区分	人 数
京都市内在住	126名 (72%)
京都市在勤	15名 (8%)
それ以外	32名 (18%)
無回答	3名 (2%)
計	176名

◎ 市民からいただいた御意見

- ・ 賛成の立場からの意見 : 106件 (78名)
 - ・ 反対の立場からの意見 : 118件 (68名)
 - ・ 賛成・反対どちらともいえない立場からの意見 : 49件 (30名)
- 合計 : 273件 (176名)

【賛成の立場からの意見】

No.	意 見 内 容	件数
1	持去りの防止のためには、罰則等の実効性の確保が必要ではないか。	19
2	抜取りをする際の騒音が迷惑である。	14
3	持ち去り防止のためには効果的な周知・啓発やパトロールが必要である。	9
4	条例の改正に賛成する（用紙に「賛成」とだけ書いてあった件数）。	9
5	指定袋や手数料券を購入して排出している以上、市が収集すべきである。	7
6	空き缶収集を生活の糧としているホームレスをはじめとする生活困窮者の方はどうなるのか。何らかの配慮をするべきである。	6
7	アルミ缶等の持去りにより、売却収入が減り、市の財源が不足することは困る。	6
8	持去りにより集積所にごみが散乱しているのは問題である。	5
9	他人にごみを持っていかれるのが不快。	5
10	空き缶収集を生活の糧としているとしても、勝手に持去って良いものではない。	4
12	家庭ごみやコミュニティ回収も含めて禁止してほしい。	3
13	トラックでごみ袋ごと持去ることを禁止すべき。	2
14	持去り対策として、集積所にコンテナ等を置いてごみを入れてもらったり、回収の迅速化等を工夫すべき。	2

No.	意 見 内 容	件数
15	空き缶を買い取っている業者に対し、何らかの対応を取るべき。	2
16	持去りを放置すると、リサイクルの仕組みや意識が保てなくなる。	2
17	持去り行為は子供に対し悪影響を与える。	2
18	コミュニティ回収等による地域の取り組みを推進すべきである。	1
19	そもそも持去りが起こらない社会にしてもらいたい。	1
20	持去ったごみが不法投棄される可能性がある。	1
21	自転車に空き缶を載せて走行しているのは危険である。	1
22	持去り行為が発生するのは都市の品格が疑われる。	1
23	その他の意見	4
計		106

【反対の立場からの意見】

No.	意 見 内 容	件数
1	空き缶収集を生活の糧としているホームレスをはじめとする生活困窮者の方はどうなるのか。何らかの配慮をするべきである。	48
2	持去りにより結果的にリサイクルされているのであれば、問題は無いのではないか	17
3	トラックでごみ袋ごと持去ることを禁止すべき。	9
4	持去りが生じている背景や状況を調べ、対策方法をじっくり検討すべき。	8
5	今回の規制を含め、ごみ処理対策に税金をかけすぎず、有効な使い道を考えるべき。	5
6	持去りの防止のためには、罰則等の実効性の確保が必要ではないか。	3
7	コミュニティ回収等による地域の取り組みを推進すべきである。	3
8	持去りにより集積所にごみが散乱しているのは問題である。	2
9	そもそも持去りが起こらない社会にしてもらいたい。	2
10	持去ったごみが不法投棄される可能性がある。	2
11	抜取りをする際の騒音が迷惑である。	1
12	アルミ缶の持去りを禁止しないことが、生活保護費の節約につながる。	1
13	条例の改正に反対する（用紙に「反対」とだけ書いてあった件数）。	1
14	ホームレスの方に対し、迷惑感情を抱くのは偏見的な見方である。	1
15	持去りをする人は集積所を散らかしておらず、問題は生じていない。	1
16	持去り禁止の必要性に関する説明がない。	1
17	その他の意見	13
計		118

【賛成・反対どちらともいえない立場からの意見】

No.	意 見 内 容	件数
1	空き缶収集を生活の糧としているホームレスをはじめとする生活困窮者の方はどうなるのか。何らかの配慮をするべきである。	10
2	トラックでごみ袋ごと持去ることを禁止すべき。	5
3	持去りにより結果的にリサイクルされているのであれば、問題は無いのではないのか	3
4	持去りが生じている背景や状況を調べ、対策方法をじっくり検討すべき。	3
5	持去りにより集積所にごみが散乱しているのは問題である。	3
6	持去り対策として、集積所にコンテナ等を置いてごみを入れてもらったり、回収の迅速化等を工夫すべき。	2
7	大型ごみは市が再生して市民に安く売ったり、「いつでもフリーマ」を積極的に広報するなどすべき。	2
8	持去りの防止のためには、罰則等の実効性の確保が必要ではないか。	1
9	持ち去り防止のためには効果的な周知・啓発やパトロールが必要である。	1
10	指定袋や手数料券を購入して排出している以上、市が収集すべきである。	1
11	他人にごみを持っていかれるのが不快。	1
12	コミュニティ回収等による地域の取り組みを推進すべきである。	1
13	そもそも持去りが起こらない社会にしてもらいたい。	1
14	空き缶を買い取っている業者に対し、何らかの対応を取るべき。	1
15	自転車に空き缶を載せて走行しているのは危険である。	1

No.	意 見 内 容	件数
16	持去り行為が発生するのは都市の品格が疑われる。	1
17	アルミ缶の持去りを禁止しないことが、生活保護費の節約につながる。	1
18	市民一人ひとりがごみの出し方のルールを守るようにすべき。	1
19	「缶・びん・ペットボトル」のみ持去り禁止を賛成	1
20	「大型ごみ」のみ持去り禁止を賛成	1
21	その他の意見	8
計		49

資料－2 持去り行為について市民からの通報や職員がよく目撃する地域等

区	持去りがよく発生する地域等
北	西賀茂橋西詰に空き缶が積まれている。
上京	以下①～③に空き缶が積まれている。 ①新烏丸通上切通し角（新烏丸頭町周辺） ②中長者町通小川西入南側（中橋詰町周辺） ③天神通下立売下る（突抜町周辺）
左京	北大路川端南東（高野西開町児童公園）と京都大学熊野寮周辺にアルミ缶を抜取った後のスチール缶・ペットボトルが積まれている。
中京	以下①～④で持去りが発生している。 ①四条御前南東（壬生森町周辺） ②西洞院四条上る（蟬螂山町周辺） ③千本姉小路東入る（西ノ京勸学院町周辺） ④西大路太子道南東（西ノ京笠殿町周辺）
東山	以下①～④で持去りが発生している。 ①稻荷山北西部（本町通周辺（深草～本町15丁目間）） ②第一日赤周辺（東大路通西側周辺（第一日赤前～今熊野間）） ③五条大橋北東（西川原町周辺（宮川町通及び柿町通周辺）） ④五条大橋南東（上新シ町渋谷通東西周辺（渋谷通東大路～本町通間））
山科	地下鉄東西線小野駅南（勧修寺閑林寺町の北端・天田川の外環状線交差から東側の河川敷）に空き缶が積まれている。
下京	以下①～③で持去りが発生している。 ①崇仁学区内 ②菊浜学区内 ③京都駅周辺
南	以下①～⑤で持去りが発生している。 ①京都駅八条口南（八条通一筋下る室町通～新町通間） ②葛野大路九条南東周辺 ③河原町十条北東（松ノ木児童公園南側須原通～河原町通間） ④葛野大路久世橋北東（祥鳥橋通上で吉祥院砂ノ町～葛野大路通間） ⑤京都市下水道局久世ポンプ場東周辺

区	持去りがよく発生する地域等
右京	①嵐山小学校北側周辺で持去りが発生している。 ②丸太町通の常盤児童公園前に空き缶が積まれている。
西京	桂坂学区全般で持去りが発生している。
伏見	以下①～③で持去りが発生している。 ①国道大手筋西側（下鳥羽円面田町周辺） ②伏見区役所南西（竹田街道北行・南行（津知橋～大手筋間）） ③伏見桃山上運動公園東（深草大龜谷安信町周辺） ※以上のように、大通りから一本裏通りに入った所が多い。

資料－3 大型ごみの状況

大型ごみ収集を申し込みましたが、持去り等により収集できなかったものは、
1日平均の収集件数（個数）約650件（個）のうち、約20件（個）（約3%）
となっている。

○ 大型ごみ収集を申し込みましたが収集できなかった件数等

	収集（受付） 件数	うち収集できなかっ た件数	稼働日数	1日平均 収集（受付）件数	1日平均 収集できなかった件数
4月	14,054件	623件（4%）	22日	639件	28件
5月	13,636件	436件（3%）	21日	649件	21件
6月	15,106件	371件（2%）	22日	687件	17件
計	42,796件	1,430件（3%）	65日	658件	22件

○ 主な品目等

- ・ 扇風機、掃除機、ファンヒーターなどの電化製品
- ・ まだ使えそうな家具類